資料４

学校評価の目的

(1) 学校評価の目的

学校評価は、以下の３つを目的として実施するものであり、これにより児童生徒がより良い教育活動等を享受できるよう学校運営の改善と発展を目指すための取組とする。

① 各学校が、自らの教育活動その他の学校運営について、目指すべき目標を設定し、その達成状況や達成に向けた取組の適切さ等について評価することにより、学校として組織的・継続的な改善を図ること。

② 各学校が、自己評価及び保護者など学校関係者等による評価の実施とその結果の公表・説明により、適切に説明責任を果たすとともに、保護者、地域住民等から理解と参画を得て、学校・家庭・地域の連携協力による学校づくりを進めること。

③ 各学校の設置者等が、学校評価の結果に応じて、学校に対する支援や条件整備等の改善措置を講じることにより、一定水準の教育の質を保証し、その向上を図ること。

(2) 学校評価に関する規定

〇学校教育法施行規則

第 66 条　小学校は、当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況について、自ら評価を行い、その結果を公表するものとする。

２　前項の評価を行うに当たつては、小学校は、その実情に応じ、適切な項目を設定して行うものとする。

第 67 条　小学校は、前条第一項の規定による評価の結果を踏まえた当該小学校の児童の保護者その他の当該小学校の関係者（当該小学校の職員を除く。）による評価を行い、その結果を公表するよう努めるものとする。

第 68 条　小学校は、第六十六条第一項の規定による評価の結果及び前条の規定により評価を行つた場合はその結果を、当該小学校の設置者に報告するものとする。

(3) 学校関係者評価委員会の活動内容

学校関係者評価委員会は、各種の資料の検証や、学校の諸活動の観察等を通じて、当該年度の学校が行った自己評価の結果及びそれを踏まえた今後の改善方策について評価することを基本とする。具体的には、

・自己評価の結果の内容が適切かどうか
・自己評価の結果を踏まえた今後の改善方策が適切かどうか
・学校の重点目標や自己評価の評価項目等が適切かどうか
・学校運営の改善に向けた実際の取組が適切かどうか

などを評価する。

(4) 自己評価と学校関係者評価の関連

アンケート等

評価者	保護者・地域	児童
評価方法	評価シートと関連をもたせたアンケート等	
評価時期	２回（10・１月） 随時（行事等）	２回（10・１月）

評価の客観性

①自己評価

評価者	教職員
評価方法	学校経営計画に基づく評価シート
評価時期	２回（10・１月）

提示・報告

評価・提言

②学校関係者評価

評価者	学校関係者評価委員
評価方法	自己評価結果の検討 学校の改善策の検討
評価時期	３回（６・11・２月）

③次年度の教育課程編成